

別表

開設許可申請に係る提出書類一覧
(介護老人保健施設)

受付番号	
施設の名称	
施設の書類作成担当者・連絡先	

No.	提出書類の名称	様式	事業所 確認欄	県 確認欄	指定等申請の手引き該当ページ及び備考
1	指定(許可)申請書	第1号様式			P 8
2	開設許可手数料				P 4
3	付表	付表1 6			
4	開設者の登記事項証明書又は条例等				・登記事項証明書は直近3ヶ月以内の原本 P 1 2
5	就業規則				
6	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式第1号			・事業開始日から4週間分 ・ユニット型の場合はユニットごとに作成 P 1 2
7	介護支援専門員一覧	参考様式第2号			P 1 3
8	介護老人保健施設管理者承認申請書	様式第7号 参考様式第3号			勤務予定表と雇用契約書(勤務時間がわかるもの)を添付すること。
9	従業者(医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、介護支援相談員)の資格を証する書類				・氏名等が変更になっている場合はその旨余白に記載すること P 1 3
10	土地、建物登記簿謄本				・建物の登記が未了の場合は建築工事請負契約書の写し
11	敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図				
12	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示)並びに施設及び構造設備の概要				・専用部分及び用途を明示すること
13	居室等面積一覧表	参考様式第4号			P 1 4
14	施設の設備・備品等に係る項目一覧表	参考様式第5号			P 1 4
15	施設を共用する場合の利用計画				・施設を共用する場合に添付
16	併設する施設の概要				・併設する施設がある場合に添付 P 1 4
17	運営規程、重要事項説明書、利用者との契約書				P 1 4
18	<各種指針、マニュアル等> ・事故発生の防止のための指針 ・緊急時(夜間含む)の医師等との連絡体制 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・褥瘡対策のための指針 ・身体拘束廃止に関する指針又は身体拘束廃止委員会規程				

No.	提出書類の名称	様式	事業所 確認欄	県 確認欄	指定等申請の手引き該当ページ及び備考
19	< 掲示物 > ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務の体制 ・ 協力病院 ・ 利用料 ・ 苦情に対する措置の概要 ・ その他のサービス選択に資すると認められる重要事項				
20	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式 第 6 - 1 号			P 1 5
21	協力病院（協力歯科医療機関）との契約の内容				・ 契約書等の写し添付
22	誓約書	参考様式 第 9 - 4 号			P 1 5
23	建築基準法に基づく完了検査書の写し				・ 既存建物の改修等による開設のため、完了検査が不要な場合については提出省略可。 P 1 6
24	・ 消防用設備検査済証の写し ・ 防火管理者選任届の写し ・ 消防計画作成届の写し				P 1 6
25	食品衛生法に基づく営業許可の写し又は健康増進法に基づく給食施設設置届出書の写し				・ 既存建物の改修等による開設のため、新たな許可、届出が不要な場合については提出省略可。
26	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	様式第 1 号			・ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を実施する場合は合わせて記載すること P 1 6
27	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙 1、 別紙 1 - 2			・ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を実施する場合は合わせて記載すること P 1 6
28	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票				P 1 6

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を実施する場合

No.	提出書類の名称	様式	事業所 確認欄	県 確認欄	指定等申請の手引き該当ページ及び備考
	運営規程、重要事項説明書、利用者との契約書				P 1 4
	（送迎を実施する場合）送迎車の車検証の写し				P 1 6

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を実施する場合

No.	提出書類の名称	様式	事業所 確認欄	県 確認欄	指定等申請の手引き該当ページ及び備考
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式 第 1 号			P 1 2
	運営規程、重要事項説明書、利用者との契約書				P 1 4
	サービス提供実施単位一覧表	参考様式 第 7 号			P 1 5
	（送迎を実施する場合）送迎車の車検証の写し				P 1 6

1 「受付番号」及び「県確認欄」は記入しないでください。

2 この別表と添付書類を上記番号順にして、2部（正副各1部（副本は正本のコピー可））提出してください。